

## 教育福祉常任委員会記録

令和6年 第3回定例会		
1 日 時	令和6年9月19日（木） 午前10時00分 開会 午前11時22分 閉会	
2 場 所	第1委員会室	
3 出 席 委 員	佐藤 誠 委員長 増渕 靖 弘 副委員長 鹿妻 武 洋 委員 仲田 知 史 委員 早川 勝 弘 委員 船生 雅 秀 委員 阿部 秀 実 委員	
4 欠 席 委 員	大貫 桂一 委員	
5 委員外出席者	谷中 恵子 議長 石川 さやか 副議長	
6 説 明 員	別紙のとおり	
7 事務局職員	大出 課長補佐兼議事調査係長 永山 書記	
8 会議の概要	別紙のとおり	
9 傍 聽 者	1名	

## 教育福祉常任委員会 説明員

職名	氏名	人數
副市長	福田 義一	1名
教育長	中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則
	厚生課長	青木 康子
	地域福祉担当	高根澤秀明
	障がい福祉課長	山形 弘行
	高齢福祉課長	松島 誠
	介護保険課長	根本 幸子
	保険年金課長	金子恵美子
	健康課長	柏熊 隆夫
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子
	子育て支援課長	古橋 芳一
	保育課長	松島 貴行
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸
	子育て支援課こども支援係長	石嶋 明
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕
	教育総務課長	佐藤 靖
	学校再編推進室長	田仲 史枝
	学校教育課長	羽山 好明
	教育指導担当	吉江 紫
	生涯学習課長	中村 陽子
	文化課長	永岡 弘章
	スポーツ振興課長	神山 悅雄
	学校給食共同調理場長	平田 昌代
	図書館長	大貫 陽子
	川上澄生美術館事務長	橋本 礼子
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久
合計		27名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 2 議案第 6 4 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 3 議案第 6 6 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 4 議案第 6 7 号 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 5 議案第 7 0 号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 6 議案第 7 3 号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について
- 7 議案第 7 4 号 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 8 陳情第 1 0 号 スケートパークの設置を求める陳情

令和6年第3回定例会  
教育福祉常任委員会

日 時 令和6年9月19日（木）  
午前10時  
場 所 第1委員会室

○佐藤委員長 開会前に申し上げます。

委員会室内は大変暑くなりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員会から指名は行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いします。

なお、大貫桂一議員においては、欠席の報告が上がっておりますのを、ご報告いたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情1件であります。

なお、9月13日の本会議において、議案第77号 鹿沼市一般会計補正予算（第4号）が先に議決されたことに伴い、補正予算号数などの数字が、別紙係数整理表のとおり、整理されましたので、付託された議案のうち、議案第63号 鹿沼市一般会計補正予算（第3号）につきましては、計数整理表のとおり、補正予算（第4号）と読み替えて、審査いただくよう、お願いします。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第63号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第63号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から3段目、21款 諸収入 4項3目 雜入 1節の説明欄4行目、「低所得者保険料軽減国県精算金」 361万1,000円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく国・県の精算に伴い、増額補正するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、1つ目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」1,200万6,000円の増につきましては、国民健康保険特別会計の前年度決算額の確定に伴い、一般会計からの繰出金を増額補正するものであります。

次に、2つ目の○、「介護保険特別会計繰出金」 6,218万2,000円の減につきましては、介護給付費及び地域支援事業における過年度の事業実績に基づく精算に伴い、減額補正するものであります。

9ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄の○、「生活保護運営対策事務費」6,184万7,000円の増につきましては、生活保護法の一部改正に伴う生活保護基幹系システム改修の委託料並びに令和5年度生活保護扶助費の支出実績、及び生活困窮者自立支援事業等の事業実績により、国庫負担金の償還金を計上するものであります。

一番下の段、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄 1つ目の○、「予防接種費」1億5,559万4,000円の増につきましては、令和4年度、令和5年度 新型コロナウィルス対策事業の実績により、国補助金並びに負担金の償還金等を計上するものであります。

次に、2つ目の○、「生活習慣病予防対策事業費」 220万6,000円の増につきましては、令和5年度 健康増進事業の実績により、県補助金の償還金等を計上するものであります。

同じく3つ目の○、「がん予防対策事業費」 18万1,000円の増につきましては、令和5年度 がん予防対策事業の実績により、国補助金の償還金等を計上するものであります。

以上で、議案第63号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願ひいたします。

議案第63号 「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてでありますが、一番上の段から、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄、こども支援費国庫負担金 90万5,000円の増につきましては、

母子生活支援施設入所措置費の額の改定に伴い、ひとり親家庭福祉対策費国庫負担金を増額するもので、補助率は4分の3であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄の○、こども発達支援センター運営費 112万2,000円の増につきましては、あおば園の施設の安全対策、及び維持管理として、園庭にある桜の木4本を伐採するための委託料であります。

9ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、児童福祉総務事務費 1億4,108万2,000円の増につきましては、子どものための教育・保育給付交付金等の確定による、国及び県への償還金であります。

その下の2目、保育所費の説明欄の○、保育所運営費 1,669万8,000円の増につきましては、こじか保育園の駐車場の雨水排水対策として、舗装整備、及び側溝の新設を行うための工事請負費であります。

その下の3目、こども支援費の説明欄、一つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 120万7,000円の増につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたとおり、母子生活支援施設入所措置費の額の改定に伴い、不足する委託料を増額するものであります。

同じ説明欄、2つ目の○、児童扶養手当費 329万8,000円の増につきましては、令和5年度に実施した、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業実績の確定による、国への償還金であります。

以上で、「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第63号 「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育委員会が所管いたします主な歳出についてご説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書の7ページをお開きください。

一番上の表になります。2款 総務費 1項 14目 生涯学習費の右側の説明欄、「自然体験交流センター管理運営費」 240万円の増につきましては、製造から20年が経過いたしますLPGガスのバルク貯槽、こちらの2基の交換・修繕に要する経費を計上するものであります。

続きまして、飛びまして、15ページをお開きください。

一番下の表になります。

10款 教育費 2項 1目 学校管理費の右側の説明欄、1番目の○、「小学校管理費」 710万円の増につきましては、菊沢東小学校、さつきが丘小学校、みどりが丘小学

校の3校の配膳室に設置しております牛乳保冷庫、こちらが老朽化により冷却機能が衰えているため、入れ替える経費を計上するものであります。

次に、2番目の○、「校舎等維持補修費」 206万2,000円の増につきましては、菊沢西小学校のプール循環装置の故障に伴う修繕及び開閉に支障が生じております北小学校の東門の門扉修繕等、不具合のある施設の修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、3番目の○、「校舎等施設整備事業費」 297万円の増につきましては、北押原小学校屋内運動場の高さ14メートルに及びます高窓、こちらに設置しております、遮光のための暗幕が、こちらが破損しているため、こちらを撤去するとともに、新たに交換・修繕が必要のないパネルを設置することに要する経費を計上するものであります。

続きまして、17ページをお開きください。

一番上の表になります。

10款 教育費 3項 1目 学校管理費の右側の説明欄、1番目の○、「中学校管理費」 680万円の増につきましては、東中学校、西中学校、北犬飼中学校の3校の配膳室に設置しております牛乳保冷庫、こちらが老朽化により冷却機能が衰えているため、入れ替える経費を計上するものであります。

次に、その下の2番目の○になります。「校舎等施設整備事業費」 200万円の増につきましては、老朽化に伴い校内放送が途切れるなど、支障が出ています北中学校の放送設備の改修にかかる経費を計上するものであります。

続きまして、2番目の表になります。

10款 教育費 4項 2目 図書館費の右側の説明欄、1番目の○になります。「図書館管理費」 301万円の増につきましては、点検により不具合が指摘されました図書館栗野館内の小荷物昇降機の修繕に要する経費を計上するものであります。

続きまして、その下の段になります。

3目 文化振興費の右側の説明欄の○、「文化財保護活動費」 149万4,000円の増につきましては、発掘作業等で使用しています車両の故障に伴いまして、新規車両の購入等の経費を計上するものであります。

続きまして、一番下の表になります。

10款 教育費 5項 2目 体育施設費の右側の説明欄、「体育施設維持補修費」 1,100万円の増につきましては、老朽化により温水供給に不具合が生じています総合体育館の温水ボイラー及び空調機器等の修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、2番目の○、「体育施設整備事業費」 289万3,000円の増につきましては、競技者がおらず長年使用されずに柱が腐食するなど、老朽化をしています御殿山公園相撲場の撤去及び鹿沼市総合体育館等に卓球台の入れ替え等にかかる経費等を計上するものであります。

続きまして、その下の段になります。

3目 学校給食費の右側の説明欄、「学校給食事業費」 159万5,000円の増につきま

しては、単独校調理員の病気休業に伴い、雇用いたします代替調理員 1 名分の報酬等の経費を計上するものであります。

以上で、議案第 63 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち教育委員会所管の主な歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

お願いします。

一般会計（第 4 号）のページ、23 ページにあります、債務負担行為の補正に関する調書で、給食調理場の保管庫が、令和 7 年、これは継続費とかではなくて、ここの債務負担費になっている何か背景というのはあるのでしょうか、教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明を求めます。

平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。

よろしくお願ひいたします。

ただいまの早川委員のご質問にお答えします。

こちら、食器消毒保管庫の購入ということで、補正予算を上げさせていただいております。

今年度当初予算で、債務負担行為を設定いたしました洗浄機の購入につきまして、シミュレーションを行った結果、新たに消毒保管庫の設置が必要になったため、この費用を設定するものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

補正予算に関する説明書の 7 ページ、一番下の段、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の説明の部分で、失礼しました。その下ですね。

1 項 2 目、障害福祉費の先ほどご説明いただいた、こども発達支援センター運営費の中の、あおば園の園庭桜 4 本を切った、この伐採の費用なのですけれども、ちょっと違う補正のほうで、栗野の、どこでしたか、のほうで 8 本、確かに桜を切って、800 万円という補正が出たと思うのですけれども、それに比べて、あおば園の園庭桜 4 本というのは、随分低い金額に抑えられたなと思って、ちょっと疑問に思ったので、どのくらいの桜だったのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明を求めます。

飯塚こども・家庭サポートセンター所長。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

よろしくお願ひいたします。

仲田委員の質疑にお答えいたします。

木の大きさということで、よろしいでしょうか、はい。

木の大きさは、幹の胸元周りの長さが約2メートルから3メートルのもので、高さは、正確にわからないのですが、周辺の電柱程度の高さがございます。

樹齢も正確にはわからないのですが、大きさから一般的な見方で計算しますと、50年から60年程度たっているのではないかというふうに推測しております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい、ご説明ありがとうございます。

わかりました。

もう1ついいでですか、続けて。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○仲田委員 はい、また、補正予算に関する説明書の、はい、17ページ、一番下の段、10款教育費、5項2目、体育施設費のところの説明欄、体育施設整備事業費のところで、御殿山公園の相撲場の費用というのが出てきたのですけれども、なぜこの時期に、この相撲場の修繕というのが必要になったのか、その経緯についてお知らせください。

(「既に撤去だよ、撤去、修繕ではない」と言う者あり)

○仲田委員 あ、失礼しました、撤去。

では、なぜこの時期に撤去なのかというのを教えてください。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

よろしくお願ひいたします。

この相撲場ですね、非常に長い間使われておらず、現在、4本あります柱の一部が腐食が始まってしまっておりまして、立入禁止の措置をとっておりますが、危険が生じ始めているということで、至急の撤去が必要というふうに判断をしております。

以上で説明を終わります。

○仲田委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 舟生委員。

○舟生委員 はい、10ページの4款衛生費、1項3目の右側の説明欄の水道水未普及地域支援事業費とあるのですけれども、私なんかのところは、水道水未普及。

ここは違いますか。

所管違いますか。

水道部、違う、違いましたか。

では、失礼しました。

あ、間違った。

水道のほうの所管で、ごめんなさい。

失礼しました。ごめんなさい。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 阿部です、よろしくお願ひします。

補正予算の先ほどの説明の中で、18ページの中学校管理費の東中学校、西中学校、北犬飼中学校、それとその前に、小学校3校、それぞれ牛乳の保冷庫の更新ということですかね。

この3校がちょうど同じ時期にこういう状態になったということなのか。

あと、ほかの、では学校は大丈夫なのですかというところで、管理とか、今後更新計画とかあるのか、その辺を教えてください。

○佐藤委員長 羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの阿部委員のご質疑にお答えいたします。

こちらの牛乳の保管保冷庫につきましては、毎年、こちらの機器の定期点検というものを行っております。

それで、実際、今回出させていただいた、この3校、3校の6校につきましては、非常に長い間、平均して20年で、一番長いもので26年たっているものでございます。

それで、その中で、ほかの学校も含めて、先ほどの定期点検をして、結果、やはりここ6校については、早急に修繕ではないのですけれども、入れ替えが必要だろうというふうなことありましたですから、今回、この6校について、入れ替えをさせていただくものでございます。

また、同じように、毎年定期点検を行ってございますので、その中で、必要が出てくれば、また、同じように出させていただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

はい、もう1点、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○阿部委員 はい、同じ18ページです。

文化財保護活動費、真ん中の段ですね。

発掘作業の車両の更新ということなのですが、発掘専用の車両というのがあるものなのでですか。

それとも、どんな車両の入れ替えだったのか、教えてください。

○佐藤委員長 永岡文化課長。

○永岡文化課長　はい、文化課長の永岡です。

ただいまの阿部委員の質問にお答えします。

こちらの車両につきましては、発掘調査の際の道具の運搬、遺物の運搬、また、特別天然記念物のカモシカの遺体の回収等に使われている車両でございます。

30年が経過して、故障しまして、交換する部品等もないことから、今回新車の購入ということで、補正予算を計上しました。

以上で質問を終わります。

お答え、終わります。

○佐藤委員長　阿部委員。

○阿部委員　はい、ありがとうございます。

それは、何か専用の車両なのですか。

それとも、軽トラックとか、何か、車種、どういうものなのか教えてください。

○永岡文化課長　はい、今回の車両につきましては、軽トラック、農繁仕様の軽トラックを予定しています。

○阿部委員　はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長　ほかにご質疑はありませんか。

増渕副委員長。

○増渕副委員長　先ほど仲田委員のほうから、8ページのことも発達支援センター運営費の中の桜の木の伐採について、3本で。

経緯はわかりました。

ただ、この伐採の予算がいつも出てくるときに、ばらつきがすごいのですよね。

先ほど言った、粟野は800万円で、1本100万円で、前に私が違う委員会になったときも、路地の伐採、本当にそんなに大きくない木が1本60万円とかで、伐採費用なのです。

この積算根拠と入札とか、そういうのはあるのか。

これだけ市の予算が、木を切るのに当たって、ばらつきがあるということであれば、きちんとした入札をしてやっているのか、大きさによって、これだけの単価でこうなっていると。

ほかの、何というのですか、建設費とかは、ちゃんと入札があるのですけれども、あまりにも木の伐採については、ちょっとざっくりしているというか、何かばらつきが激しいので、そこら辺の根拠とか、そういう基準があるのかを教えてください。

○佐藤委員長　これはどうしようかな。

どちらのほうで答えてもらったらいいでしょうかね。

あおば園のほうでいくのか、粟野のほうが高いという趣旨、そちら。

○増渕副委員長　いや、委員長。

○佐藤委員長　増渕副委員長。

○増渕副委員長 そうではなくて、この、だから、この 112 万円を計上した経緯、それが、それを言って、説明してくれればわかりますので、ほかの関連は、私の意見なので、これだけを絞って、答弁していただければ結構です。

○佐藤委員長 飯塚こども・家庭サポートセンター所長。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

増渕副委員長の質疑にお答えいたします。

今回のこの 112 万円の補正予算につきましては、あらかじめ見積書を徴収いたしました。

2 社から、徴収をしているのですけれども、どちらもですが、この程度の金額で、実施できるというようなことで、計上させていただいたところでございます。

ちなみに、場所が、法面に生えてございまして、一般的な作業環境とは若干違うというようなところから、一般的な歩掛を使用せずに、見積書を徴取したという流れでございます。

また、重機が入れないような場所なものですから、人力で作業する場合、それと、何とかトラッククレーンを使って実施する場合と、やはりそれも積算しましたところ、同程度の金額でできるということでございました。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕副委員長。

○増渕副委員長 大変明確な説明で、ということは、逆に栗野の 800 万円はどうなってしまうのということになってしまうのでね。

ここは大変お安い、ええ、頑張っている、積算根拠もきちんとしているというと、1 本 100 万円はどういうことをやらないと、相当の崖の中から切り出さないといけないような形に、私は感じました。

これは感想ですので、今の答弁は大変わかりやすくて、ありがとうございました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 63 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 64 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしくお願ひします。

議案第 64 号 「令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」  
ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和 6 年度補正予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

7 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」1,200 万 6,000 円の増につきましては、前年度決算額の確定の結果、前年度の一般会計からの繰入金が不足となったため、令和 6 年度の一般会計から繰り入れを増額するものであります。

同じく 7 款「繰入金」2 項 1 目「財政調整基金繰入金」1 億 59 万円の減につきましては、前年度決算額の確定に伴う繰越額の確定により、減額とするものであります。

8 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」5 億 1,696 万 7,000 円の増につきましては、前年度決算額の確定により、繰越額を増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、1 つ目の○、国民健康保険事務費 424 万 7,000 円の増につきましては、マイナンバーと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費の費用を増額するものであります。

5 款「基金積立金」1 項 1 目「財政調整基金積立金」2 億円の増につきましては、前年度決算額の確定に伴い、令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金の増額に備え、増額をするものでございます。

8 款「予備費」1 項 1 目「予備費」2 億 2,413 万 6,000 円の増額につきましては、前年度決算額の確定に伴い、歳入、歳出額の調整により、増額とするものであります。

以上で、「令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 以前の説明にもあったので、ちょっと繰り返しのこともあるのですが、常任委員会の付託なので、確認の意味で質問します。

当初の基金は、11 億 4,094 万 6,740 円という数字を前にお聞きしました。

それで、今回の歳入の部分で、3 ページの 7 款の中での 1 億 59 万円ですか、これが使わなかつたことで三角になったということで、この分は基金に残っているという考え方でよろしいのでしょうか。

それで、それとあわせて、5 ページの 2 段目、基金積立の 2 億円。

今説明の中では、県のこれから分担金、令和7年度分ですかね、の増額に備えて積むのだということで、あわせると当初の11億4,000万円にプラスして、今の2つの数字がそこに積み重なるということでしょうか。

確認です。

○佐藤委員長 保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

まず歳入のほうの繰入金、財政調整基金の繰入金の1億、今回590万円を減額するということなのですが、これにつきましては、当初予定している、この基金の繰り入れを、今の時点ではとりやめるということです。

それで、続きまして、歳出のほうの今回積立金を2億円計上しております。

こちらの2億円なのですが、基金の繰り入れをやめて、その基金を1億円、それとあと、来年への備えとして1億円、今年の、令和5年度からの繰越金に当初予定しておりましたより、大分余剰がありましたので、その分を足して、今回2億円を、今の時点では積み立てようということで、今回計上しております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

それで、2億円の積立金ということで、その説明の理由の部分では、県の増額に備えてというお話がありましたが、県のほうからは令和7年度のその分担金が増額される予想というか、そういう通知とかは、もうきているということなのでしょうか。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

まだ、正式な文書ということではないのですが、主幹課長会議ですか、その会議の中で、来年度に向けての納付金の見通しについては、話を受けております。

その時点では、まず、今の状況においては、基金の納付金への活用は、基金残高に十分留意して検討していくことになっています。

それで、当初は説明を受けていたのですが、直近の主幹課長会議の中での説明では、期首残高を、県の基金の期首残高を基本に検討していくことになりましたので、今の県の財政調整基金の基金残高、今21億円ということになっております。

それで、今年、これから、また、医療費、医療給付費が伸びていくと、これが取り崩しということになりますと、スタートの期首残高がかなり縮小されるかな。

それで、私どもとすると、来年の納付金は確実に上がるのではないかという予想は持っております。

それで、それに備えるためにも、今積み立てる、余裕があるというのは変なのですが、余剰がありますので、この時点で積立金をしたいということで、計上しております。

それで、県のほうからは、今申し上げたような情報の中で、これから進めていく状況で

ございます。

以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、詳しい説明ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 64 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 66 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。

よろしくお願ひいたします。

議案第 66 号 「令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、一括ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計、3 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 国庫支出金、2 項 5 目 保険者機能強化推進交付金 583 万 6,000 円の減、及び 6 目 介護保険保険者努力支援交付金 76 万 8,000 円の増につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫補助金を補正するものであります。

次に、2 段目、7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金、1 目 介護給付費繰入金 5,694 万 9,000 円の減から、5 目 その他一般会計繰入金 575 万 8,000 円の減につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うため、補正するものであります。

次に、3 段目、8 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金 3 億 2,415 万 1,000 円の増につきましては、歳入・歳出の差引により、増額補正するものであります。

次に、一番下の欄、9 款 諸収入 4 項 1 目 第三者納付金 302 万 5,000 円につきましては、第三者との負担割合の決定に伴い、損害賠償額を決定し、増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番上の段、4 款 基金積立金 1 項 1 目 介護給付費準備基金積立金 1 億 799 万 5,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、増額補正するものであります。

次に、2 段目、7 款 諸支出金 1 項 2 目 償還金 1 億 4,193 万 1,000 円につきましては、介護給付費における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県負担金の受け

入れ超過分及び地域支援事業交付金における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県交付金の受け入れ超過分を国庫支出金等の償還に充てるため、増額補正するものであります。

次に、一番下の段、8款 予備費につきましては、繰越金のうち1,000万円を留保するために増額補正するものであります。

以上で、第66号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、確認なのですが、5ページのところで、償還金1億4,193万1,000円という数字がありました。

これは、いわゆる償還金なので、国に戻すということだと思うのですが、この数字の根拠というのは、これは国の基準か何かがあって、その分をお返ししますということなのでしょうか。

使わなかった。

何か、もっと活用できたのではないかなどというふうに勝手に思ってしまうのですが、そこはどういうことなのでしょうか。

○佐藤委員長 根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 ただいまの阿部委員の質疑について、お答えします。

こちらの償還金に関しましては、介護保険というものが、1年度で終わらなくて、終わらなくてというか、現年度受け入れで、事業実績確定になるのが、翌年の6月等になります。

そこで、実績分が足りなかつた分は受け入れ、前年度もらっている分が多い分は戻すという形をとりますので、確定になるのが6月以降となりますので、その差引分を受け入れたり、戻したりという形になります。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

（「積立金の」と言う者あり）

（「基金ですか」と言う者あり）

（「確認してもいいですか、はい」と言う者あり）

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 基金の今の総残高というのは、どういう数字になっていますか。

○佐藤委員長 根本介護保険課長。

○根本介護保険課長　はい、介護保険課長、根本です。

ただいまの阿部委員の質疑についてお答えします。

現在の基金の残高につきましては、1億3,314万9,286円となっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員　ありがとうございます。

○佐藤委員長　ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第66号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第67号　令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長　保険年金課長の金子です。

議案第67号　「令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

「令和6年度補正予算に関する説明書」、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1段目、4款「繰越金」1項　1目「繰越金」1,570万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

4款「予備費」1項　1目「予備費」1,570万1,000円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越額を歳入歳出で調整するものでございます。

以上で、「令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○佐藤委員長　執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第67号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第70号　栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といた

します。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

議案第 70 号 「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆるマイナンバー法の一部改正の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、「栃木県後期高齢者医療広域連合規約」の一部を変更し、「被保険者証及び資格証明書」の文言を「資格確認書等」に改めます。

議案の説明書、7 ページをお開きください。

上段枠内の下の部分、はい。

地方自治法第 291 条の 11 の規定によりまして、「栃木県後期高齢者医療広域連合規約」を変更するに当たり、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があり、今回議案を提出するものであります。

なお、今回の規約の一部改正は、名称の変更のみであり、これにより市で行う事務に変更等はございません。

以上で、「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 特に質問ということではないのですが、この議案と次の議案とあわせて、マイナンバー保険証との関係ということで、前回の 7 月の議会のときにも陳情が出て、継続をという意見が、私はその継続するべきという立場で討論をしました。

そうした立場で、やはり 2 年後に新しいマイナンバーをつくるという状況の中で、あまりにも拙速だということで、これも含めて反対の立場でいきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 70 号については、原案どおり可とするご異議ありませんか。

(「あり」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 下してください。

反対の委員の挙手をお願いします。

(挙手少數)

○佐藤委員長　はい、下してください。

はい、賛成多数であります。

したがって、議案第 70 号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第 73 号　鹿沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長　保険年金課長の金子です。

議案第 73 号　「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

お手元の新旧対照表 1 ページをお開きください。

今回の改正は、先ほどの議案第 70 号と同様、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆるマイナンバー法の一部改正によるものです。

この法改正によりまして、「国民健康保険法」が一部改正となり、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険における従来の被保険者証の発行が廃止とされるに伴い、引用する同法の条項及び用語を整理するためのものでございます。

これまで「被保険者証の返還」について、「国民健康保険法」第 9 条において、これが規定されておりましたが、令和 6 年 12 月 2 日施行の改正によりまして、「被保険者証の返還」について、条項が削除され、同法の条項が整理されました。

鹿沼市国民健康保険条例における「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」の定義は、同法の規定を引用しているため、引用条項の削除に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上で「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」、説明を終わります。

○佐藤委員長　執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員　はい、すみません。

今の条例の説明、新旧対照表がありましたが、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、提出しない場合に、その者に対して 10 万円以下の過料が発生するということなのですが、どういう状況なのか、もうちょっと教えていただけますか。

○佐藤委員長　執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長　保険年金課長の金子です。

この過料が課せられる場合なのですが、まず世帯主が、その世帯の資格異動があった場合、例えば、国保を抜けたとか、亡くなったとか、そういう資格異動があった場合に、

速やかに申告をしなければいけない。

そういうことを怠っていた場合は返還を求めるということになります。

それで、それが、これからは申告をしなくてはいけない、届け出を出さなくてはいけない、届け出の条項については変更はないのですが、それを怠った場合に、保険証を返せということが、今度保険証がなくなりますので、できなくなるということで、そっくり削除ということになります、はい。

そのような内容になります。

○阿部委員 はい、何となくわかりました、はい。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 73 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「あります」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 下してください。

反対の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

○佐藤委員長 下してください。

賛成多数であります。

したがって、議案第 73 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 74 号 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木と申します。

よろしくお願ひいたします。

議案第 74 号 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表 1 ページ、下の段をご覧ください。

本市では、条例に基づき、災害により死亡した市民の方の遺族に対して、災害弔慰金を支給することになっております。

具体的には、災害によって生計維持者が死亡した場合には 500 万円を、生計維持者以外の方が死亡した場合には 250 万円を、災害弔慰金として遺族に支給することとなっております。

改正の経緯といたしましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が改正され、災害

弔慰金の支給に当たり、適切にその支給に関する判定がされるよう、市町村は、医師などの有識者により構成される審査会の設置に努めるよう、求めが国よりございました。

そこで本市においても、頻発化の傾向にある大規模災害に備えて、災害弔慰金等の支給を適切かつ迅速に実施できるように条例を改正いたします。

具体的な改正の内容といたしましては、条例第 16 条を追加し、鹿沼市災害弔慰金等支給審査委員会を設置すること、また、委員として医師や弁護士などを委嘱することあります。

また、委員の報酬については、改正条例の附則第 2 項において、「鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても一部改正し、委嘱する医師、弁護士などの報酬の額を定めます。

条例の施行日は令和 7 年 1 月 1 日です。

以上で、鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、鹿妻です。

今回、こういった委員会が設置されるということなのですけれども、今まで、例えば、大きな災害とかで、実際に弔慰金が支払われた件数とか、金額というのはどの程度なのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、厚生課長の青木です。

ただいまの鹿妻委員のご質疑にお答えいたします。

災害弔慰金を支給した過去の実績でございますが、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨について、1 件、こちらが 250 万円の弔慰金の支給になっております。

令和元年 10 月に発生した台風 19 号において、2 件の支給実績がございます。

こちらはそれぞれ 500 万円ずつの支給となっております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 74 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 10 号 スケートパークの設置を求める陳情を議題といたします。

この件について、事務局に陳情書の概要を説明させます。

どうぞ。

○事務局 「陳情第 10 号 スケートパークの設置を求める陳情」について、内容をご説明いたします。

この陳情は、令和 6 年 8 月 26 日に、鹿沼市スケートボード協会代表、大竹有希子氏から提出されました。

なお、署名欄には大竹代表のほか、ほか 13 名との記載がございます。

陳情の要旨としては、スポーツの普及推進に伴い、安全にスケートボードができる環境の整備を求めるものです。

陳情の理由を読み上げます。

東京五輪に続き、パリ五輪でも日本人選手たちが大活躍し、男子・女子ともに金メダルを獲得したスケートボード。

選手を支えているのは、自治体が設けた公共のストリートスポーツ利用施設「スケートパーク」にあります。

東京五輪以降、スケートパークの設置を目指す自治体は大幅に増え、東京五輪後の 3 年間で、ほぼ 2 倍に増加しました。

しかし、現在鹿沼市内において、誰もが自由に滑れるスケートパークはありません。

長年、何一つ変化がなく、中高生からは『鹿沼市内どこでスケボーをしても怒られる』という相談を頻繁に受けます。

“市民ひとり 1 スポーツ運動” を掲げる鹿沼市。

その市内で『決められた場所ではない』という理由でスポーツをしたいのにさせてもらえない、その上、怒られ、追い出される若者がいることを御存じでしょうか。

我慢した上でスポーツをやめる方が多くいるということをどうお考えでしょうか。

せめて滑れる場所があれば、このようなことになりません。

私たち鹿沼市スケートボード協会では、地域のお祭りやイベント主催者から依頼を受け、体験会を実施する機会が多々あります。

体験者や購入者の増加からパリ五輪を経てさらに加速をするスケートボードの人気・愛好者の増加を実感しております。

また、アマチュアの大会に出場する選手もあり、スポーツの普及推進に向けた取り組みもしていることから、鹿沼市スポーツ協会加盟への申請を済ませました。

私たちには、今後活動場所が必要不可欠です。

以前もお伝えしたとおり、サッカーをするのであれば、サッカー場、野球をするのは野球場があります。

その競技ごとに練習する場所があるように、スケートボードの練習場であるスケートパークをせめて場所だけでも早急につくっていただきたいと強く要望いたします。

1. 子供から大人まで自由にのびのびと練習できるスケートパークを鹿沼市内につく

ってください。

2. 設備などは様々な種類・形状がありますので、愛好者の意見を取り入れてください。
3. 社会人の愛好者も多いので、夜間でも練習できる環境にご配慮ください。
4. 設備の設置や設置後の環境において予想されるべき問題点を事前に検討し、利用者の観点から見て魅力的な場所にしてください。
5. 愛好者にとっては、切実で緊急な要望でもありますので、早急に滑走可能な場所だけでも対応してください。

陳情の理由は以上です。

なお、今回委員の皆様には「スケートボード練習場の設置を求める陳情の経過について」と書かれた資料を配付させていただきました。

今回と同様の趣旨の陳情書が、令和4年5月13日、大竹代表より提出されており、令和4年9月の第3回定例会の本会議にて採択された経過があり、当該資料はそれをまとめたものになります。

説明は以上です。

○佐藤委員長 それでは、陳情第10号について、執行部に確認したいことはありますか。  
鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。

では、ちょっとお聞きしたいのが、鹿沼市でも野球場とか、いろいろ何かスポーツする施設とかあると思うのですけれども、その施設をつくるとか、維持管理するのに、こういった施設、こういったスポーツの施設だったらつくるとか、そういう基準といいますか、何かあるのでしょうか。

それとも、例えば、競技者人口が多ければ、それは検討しますということなのか、それとも、いろんなことに使えそうだからやりますとか、何か、市としては、何か考えとかはあたりするのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

ただいまのご質疑にお答えをいたします。

まず、現時点で、スポーツ施設は維持管理と、それから補修など、この補修などによる維持管理と統廃合ということで、新設というのは検討しておりません。

これはどの競技についても同様でございます。

それで、もし、新設が必要となれば、おそらくその競技人口とか、そういった条件、様々検討しなければならないものがあると思いますが、現時点では、この前の本会議で答弁をした内容のとおりということでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

船生委員。

○船生委員 はい、船生でございます。

スポーツ協会に加盟されているということは、人数、会員等の人数も把握されていると思うのですけれども、会員は何人ぐらいの説明がありましたでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

こちらですね、今のご説明の中では、「スポーツ協会への加盟申請を済ませました」という言葉になっていたかと思いますが、実は、スポーツ協会への加盟というのは、そんなに簡単ではございませんで、書類を提出いただきましてから、鹿沼市のスポーツ協会の会員として適切であるかどうかということで、様々な審査が行われます。

それで、現在その審査の途中ということで聞いておりますが、これは完全に、現在、加盟が済んでいるということではありませんので、そこはちょっとご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○船生委員 はい、ありがとうございます。

申請中ということですね。

はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 すみません。

一つ言い忘れました。

今の会員数というお話をしたが、申請された内容をちょっと事務局から聞いてまいりましたけれども、申請した会員数は14名というふうに聞いております。

それで、通常ですと、申請するその協会の協会員というのは、鹿沼市全体の統括的な団体として、何々協会という形で申請をいたしまして、その下には、様々な団体が入っているというのが一般的ですが、こちらの団体様の場合には、その、何というのでしょうか。

1団体、14名のみという形での申請となっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

船生委員。

○船生委員 意見でございまして、スケートボードはもうオリンピックにも取り入れられて、すばらしい結果も、日本の代表者は参加していたし、だから、理解は得てもいいのかなという、その辺、ただ、人数とか、競技人口にもよりますけれども、一応理解を示してあげてもいいのかな。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかに執行部に対しての確認したい質問等、ありますか。

増渕副委員長。

○増渕副委員長 では、先ほど神山課長のほうからあったのですけれども、その申請に当たる説明はしているのかな。

そういう、今みたいな説明。

だから、競技団体として、14名で申請したというのだけれども、本当に広がりがない、14名であるのと、やはりその下の下部団体があって、下部組織とか、いろいろなところがあって、それをまとめたほうが通りやすいよとかという説明を、その団体にしているのかどうかの確認をお願いいたします。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

現在、このスポーツ協会の事務局を担当しております、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団のほうで、担当者が、今後、そのやりとりを、聞き取りですとか、アドバイスをして、拒絶することではなくて、どうしたらうまく申請ができるのか、あるいは、今後どういう実績を積めば、それが認められるのかというあたりをアドバイスしていく予定となっております。

以上です。

○増渕副委員長 それをしないとね、ええ。

姿勢が、あくまでもできないではなくて、そういうことをちゃんと説明した上で、その中で、集められるか、それを団体も頑張らないと、ただ陳情だけではなくて、「こういう組織としてあるんだよ」と、「立派にあるんだよ」ということではないと、そういうところの丁寧な説明を今答弁でいただいたので、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 この後、各委員の考え方などを伺いますが、その前に執行部に確認しておきたい点、あれば、発言を許します。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え方等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方等をお伺いいたします。

できれば全員聞いておきたいと思いますので、鹿妻委員からよろしいでしょうか。

○鹿妻委員 はい、そうですね。

これはスケボー練習場の設置というものなのですけれども、ちょっとイメージとして、どういうものなのだろうというのがあるのですけれども、この陳情内容として、「様々な種類、形状がありますので、意見を取り入れてください」と書いてあるので、単なる、ただのコンクリートの地面だけですよというあれではないのかなとは思うのですが、それ

で、そうなると、正直スケボーにしか使えない施設になってしまうのではないかなどというのは、ちょっと考えてまして、ただの地面だったら、野球でも、サッカーでも、何でも使えるけれども、もうこれだけ固定化したものになってしまうと、なかなかちょっと使い道が限定されてしまうのかなというのを考えています。

それで、その上で、では、そういうものを市のお金を使って、整備とか、維持管理もかかるてくるわけなので、それについては、きちんと考えるべきかなとは思います。

○佐藤委員長 次に、仲田委員、お願いします。

○仲田委員 はい、仲田です。

スケートパークということで、鹿妻委員がおっしゃったことも一部理解はできるのですが、ただ、今回パリオリンピックで、目覚ましい成果を上げたということを皮切りに、競技人口は増えるかなと予想されることですし、また、ニューススポーツとして、今非常に脚光を浴びている。

それで、この公的な施設がないということで、実際私も見かけるのですけれども、道路の歩道のほうでやっている方なんかがいらっしゃって、ここでやりたくてやっているわけではない。

ないから、ここでやるしかないみたいな。

もちろん民間のほうもあるにはあるのですが、ただ、それではやっぱりね、所得云々かんぬんということになってくるので、やっぱり鹿沼市として、未来を見据えて、それで、子供たちが、好きなものをできる環境を整えるという意味では、このスケボーパーク設置というのは、非常に意義あることなのかなというふうに私は思います。

以上です。

○佐藤委員長 次に、早川委員、お願いします。

○早川委員 はい、早川です。

私は、その場所があるから、もしかしたら人も増えるかもしれないというふうに思っていまして、例えば、必要としている人がいるのであれば、つくってあげようということはもちろんのですけれども、そこにあることによって、そこからまた喚起されて、人気が出て、あるいは、そこに人が集ってきてということも考えられるのかなというふうに思うので、ぜひ前向きに検討はしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○佐藤委員長 次に阿部委員、お願いします。

○阿部委員 はい、2年前と同じ陳情なのですね。

それで、2年前は継続調査をやって、少し研究、調査をしてからということで、その次の議会で採決して、採択にはなりました。

それで意見書を出しました。

でも、意見書を出しただけで終わってしまったという状況があります。

多分、今回も賛成の意見は多そうなので、採択になって、本会議で採決になつても、そ

の意見書で止まってしまうような気がしてならないのですね。

それだと、せっかく議会として、機能が十分に達していないような気がします。

そういう意味では、今回教育福祉常任委員会は、この議会で終わりになって、切り替えていきますが、それとは別に超党というか、連盟、有志の中で、今後スケボーパークを見たりとかという研究もやっていきたいという流れが、今、議会の中にある部分もあるので、今回は継続にして、より、スポーツ協会のほうも、今申請中ということだったので、その辺も含めて、全体の機運をもっと高めるような形をとっていきながら、意見書へもっと強いメッセージを執行部に対して出せるような体制というのをつくるべきではないかなというふうに思っています。

それで、この陳情からは、確かに需要が高まっているので、やりたい。

でも、まちでやると怒られるということは、その一方側には、やることに対して反対する市民も多くいるというところで、我々議会は両方の立場を公平に見なくてはいけないのだと思うのですね。

それで、その辺も含めて、もちろん、これから若い人がスケボーだけではなくて、アーバンスポーツという中では、自転車とか、スリーオンバスケットとか、まちの中でやれる競技ということは、若者のためのまちづくりの中では魅力ある施策になってくるのだと思うので、十分にそこら辺を検討していくところでは、今回は継続がいいと思います。

○佐藤委員長 船生委員はいいのですか。

○船生委員 はい、いいですか。

○佐藤委員長 船生委員。

○船生委員 先ほどもちょっと申しましたけれども、仲田委員とか、早川委員がおっしゃったように、正直私も前向きな気持ちではあります。

ただ規模ですよね。

オリンピック、テレビでも見ましたけれども、結構な敷地が必要で、結構な設計が必要だと思います。

だから、そんな大規模なものではなくても、部分部分の練習ができるような、そんなふうな施設が若者、これから鹿沼の未来の若者たちに、そういう場所があってもいいのではな、とは思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 増渕副委員長。

○増渕副委員長 これの、このスケボーというのは特殊なあれで、まず、私たちは会派で、自民党として、北海道の公園に行って、そんな大きな規模ではなくともできます。

ただ、本当に特殊で、先ほど鹿妻君が言ったように、スケボー専用なので、ある程度うねりがあったりするので、それに関してつくらなくてはいけないというのはあるけれども、やっぱり音がするので、場所の設置とか、総合的に、相当配慮しないといけない。

結局集めたけれども、そこに人が集まってきて、ガーガーガーガーやっていて、夜も眠れないなんていうことがないようなところも条件として考えなくてはいけないということがあるので、1人1スポーツというところとか、これからの方者のことを考えたらば、仲田委員や早川委員の言うように、積極的にやるのもいいのですけれども、ただ、一概に、ただ単にそれだけで、短絡的に考えるのはいけないと思いますし、先ほど神山課長のほうからあったように、規模的なスケールメリット、これを税金でつくるとなった場合に、分母が14人とか、15人では、これは単価が高すぎると、私は率直に思います。

だから、先ほど丁寧な説明をしてくれるという答弁がありましたので、そこも踏まえて、トータルで、その進捗状況で、これ以上規模が大きくならない。

希望的な観測というのは、あくまでも希望なので、やはり現実として、ある程度の分母が大きくなないとできないから頑張ってくれと、会員数を増やしてくれという、団体にもそういう説明を丁寧にして、それとまた環境問題とかに配慮して、音がしないところでできるようなところ、そこに駐車場があって、そういうことも全部トータルで考えた場合には、一概にここで賛成、反対と言うよりも、我々もいろいろ研究したり、執行部のほうでも、これについて、今まで、この前確かに議会で出しました。

だけれども、何の答えもない。

だから、デメリット・メリットをちゃんと執行部にも、今度の、我々も研究するけれども、議会だけではなく、執行部にも、「こういうことがあります」という途中経過と、いろいろな諸条件を加味した上でということがきちんと、我々にも情報としていただきたい。

そのための継続にしたほうがいいのではないかというのが、私の意見です。

以上です。

○佐藤委員長 各委員からの意見をお伺いしました。

ほかに補足して意見陳述されたい方はいらっしゃいますか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 一応、ちょっと家でスケートボード協会のホームページなんかはちょっと見てきたのですけれども、それで、競技人口、14、5人が競技人口というわけではないと思うのですけれども、人数が少ないとレベルの差というのは結構すごいと思うので、それで、そういう競技について、利用者の意見を聞いて、施設をつくるとなると、初心者的人は「平らな地面さえあればいいよ」となるかもしれないけれども、すごくうまい人というのは、もうこういうハーフパイプみたいなものがないと満足できないとか、手すりを滑るのではないと、何かそういうのがやりたいとかとなると、もう幅が広くなってしまって、そうなると、それに該当しない人は、「じゃあ、つくったけど、もう我々はもう使いようがない」というか、「全然レベル、あわないよ」となってしまうと、結局つくったのだけれども、「何か、あそこ、あんま使いにくいよね」とか、「俺らのレベルにあわないよね」というようなことも結構、そういうのもあるよというふうに、何か、趣旨のことも書いてあつ

たので、なかなか、うん、ちょっと難しい部分もあるのかなというのは、ちょっと思っています。

○佐藤委員長 ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、意見も出尽くしたところで、数名の委員からは継続、今回採決を、採択を諮らずに、まず継続すべきだという意見が上がっておりますので、まず継続をしていくか、それとも今回採決をしていくかということを諮りますので、陳情第10号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○佐藤委員長 下してください。

挙手多数であります。

したがって、陳情第10号については、継続審査とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「お願いします」と言う者あり)

○佐藤委員長 1年間、活動させていただきまして、本当にありがとうございました。

改選後ということと、市長選挙があつたりして、正直思うような活動というものは、委員会としてはできない中で、この委員会においては、新しく当選された委員が4人いらっしゃる中で、なかなか手本となるような十分な活動、できていたかというところは、委員長として反省しております。

また、執行部の皆さんにおかれましては、そういう状況にもかかわらず、様々な我々の調査等にご理解とご協力いただきましたことを感謝申し上げるとともに、委員会運営の不手際に關しては、全て私、一個人に帰することをお詫びを申し上げまして、1年間活動させていただきました挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○増渕副委員長 ありがとうございました。(拍手)

今委員長が全て言っていただいたので、私はこうやって、スムーズに委員会運営がきました。

1年間、本当に執行部の皆さん、そして、委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

本日をもって退任させていただきます。

(「ありがとうございました」と言う者あり)(拍手)

○佐藤委員長 これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前 11時22分)